

会議録

会議の名称	平成26年度第3回下水道審議会
開催日時	平成26年7月24日（木曜日） 午後2時から午後4時5分まで
開催場所	保谷庁舎2階 第1会議室
出席者	委員：山田（敏）副会長、明石委員、今井委員、金子委員、高山委員、西川委員、根本委員、濱崎委員、山田（大）委員 事務局：貫井都市整備部長、柴原財政課長、原田下水道課長、下田課長補佐兼業務係長、広瀬主任
議題	1. 下水道財政と使用料について 2. その他
会議資料の名称	資料10 西東京市第4次行財政改革大綱 アクションプラン（平成26年度版） 資料11 西東京市財政白書(平成24年度決算版) 資料12 下水道課事業特別会計決算の概要
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input checked="" type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p><u>開会</u></p> <p>○事務局（原田課長）： これから第3回の下水道審議会を始めます。本日は、都合により、海和会長から欠席するとの連絡がございましたので、御報告させていただきます。 なお、本日の会議は、定足数に達しております。</p> <p>山田副会長： それでは、第3回の下水道審議会を開催させていただきます。 海和会長が御不在ですので、私が代理を務めさせていただきます。 本日の会議ですけれども、お手元の議事次第に沿いまして、「下水道財政と使用料について」ということでございます。事務局からの説明をお願いいたします。</p> <p>○事務局（原田課長）： 本日の議題に入る前に、第2回審議会のときにありました質問に対しての保留項目について、御回答いたします。 1点目、下水道プランの作成にあたっての、パブリックコメントの実施の可否については、平成22年10月1日号の市報、ホームページに掲載して、平成22年の10月1日から10月22日の間、御意見等の募集を行いました。 2点目、第4処理分区の工事に伴って、新しい管渠が埋設された場合に、古い管はどのようにするのかについては、ポンプ場にて圧送している箇所については、大部分は雨水利用とし、現在の自然流化している部分についてはそのまま利用するという事で、有効利用を実施していきたいと考えております。</p> <p>○山田副会長： 事務局から前回の審議会での御意見についての御回答がございましたが、何か御意見はございますか。</p>	

○明石委員：

パブリックコメントをやったときにどれぐらい質問がありましたか。

○事務局（原田課長）：

特に意見等はありませんでした。

○山田副会長：

ほかに御質問はございませんか。

意見なし

議題1. 下水道財政と使用料について

○山田副会長：

それでは、「下水道財政と使用料について」ということで説明をお願いします。

○事務局（原田課長）：

議題1「下水道財政と使用料について」の御説明をいたしますが、次回、第4回審議会についても、引き続き「下水道財政と使用料について」を議題に、下水道プランを参考に御説明いたします。

まずは、今回の審議会の開催に至る経緯についてです。

1点目として、資料7の平成22年度の下水道審議会の答申本文中に、提言されておりますように、前回より3年を経過していることから、今回の検証をするものでございます。2点目といたしまして、資料10の「西東京市第4次行財政改革大綱」の「下水道事業特別会計の健全化」というところで、重点課題として位置づけられております。

以上の経緯により、今回、下水道審議会を開催したものです。

本日の講師と手順について説明させていただきます。

まず、一般会計の財政状況を企画部財政課の柴原課長より御説明いただき、「下水道財政と使用料について」を下水道課の業務係長の下田より説明させていただきます。

○柴原財政課長：

「一般会計及び特別会計の財政状況の概略説明」

資料10 西東京市第4次行財政改革大綱アクションプラン（平成26年度版）

資料11 西東京市財政白書(平成24年度決算版)

○山田副会長：

御説明ありがとうございました。何か質問がございますか。

○高山委員：

今のお話の中で、総合的なお話を伺ったわけですが、その中における下水道事業の問題点というのは具体的にいうと何でしょうか。

○柴原財政課長：

全体の中で申し上げますと、独立採算性ということになります。

○高山委員：

市が独立採算を目指す理由は何でしょうか。

○柴原財政課長：

下水道事業は、基本的に企業会計という位置づけになりますので、下水道を使っている方が費用を負担するのです。

○高山委員：

市が下水道事業の現状をさらに好転化させることによって浮いた費用といたしましょうか、余った予算をどこかに積極的に使わなきゃいけない事情がちょっと今のお話の中からはうかがえなかったです。つまり、独立採算制を目指すという目標としてはいいのですが、財政課長から料金を改定することによって補っていきたいというお話もありましたが、それがなぜ直接、改善することに結びつくことになるのか、そこがよくわかりません。補填をする、100パーセント独立性を保つ、これは結構です。しかし、それが本当に意味のあるものなのか、一般会計から補填されるというのは、かなりの自治体にあるわけです。それを市がなぜ目指さなければならないのか。理想とするものの達成のために、なぜ下水道料金の改定を求めるのか。

○柴原財政課長：

下水道を運営するために使用料をいただきますので、そこで完結しないということは、下水道を仮に使わない人の税金をそこに投下するわけです。公平性という意味でいくと、受益者負担というのは特定の方が使う部分はその方たちに負担していただくという考え方だと思います。

○高山委員：

独立採算制を理想に近づけるために下水道料金に転嫁しなきゃいけない理由を端的に費用の面から答えていただけますか。

○柴原財政課長：

繰り返しになりますが、基本的には、歳出に対して歳入が追いついていない。そこはやはり一般会計から、税金を投下しているので、本来の形からいくと、なるべく抑制したいのです。

○高山委員：

必ずしもそれらを達成する自治体ばかりではない。ほとんどのところが独立採算制になってないと思います。それなのに、市はなぜ下水道料金を上げて理想に近づけるか、その財源を下水道料金になぜ求めるかということですか。

○柴原財政課長：

そうなると、そちらはやらなくていいということでしょうか

○高山委員：

もちろんです。下水道料金を改定することは、やる必要はないと思います。

○柴原財政課長：

全てを改定で求めるというわけではなくて、当然経費の効率化も含めて、歳出のほうも抑えるという、この両方でやっていかなければ多分追いつかないと思います。

○高山委員：

今の下水道料金を10パーセントか20パーセント上げて、一般会計の補填なしにやっていけるのですか。それはどれぐらい改正するのですか。

○明石委員：

今日のスケジュールで、下水道プランについてこの後また説明があるという話があったと思いますがそちらでもう少し詳しい話があるかと思いますが、どうですか。

○高山委員：

一般会計のものをなしにするために、なぜ下水道料金の改定というものが必要なのかとの話が直接結びついてこないだけです。

言葉の言い回しになるかもしれませんが、一般会計の補填をなくすために、財政を改善するために、下水道料金の改定も一部見直さなくちゃいけないという前提なのがいけないのです。端々に料金の改定だけに集中しているような印象を受けました。当然市の財政健全化を受けての話だと思うのです。そこがわからないので聞いているのです。

○明石委員：

それを議論する十分な情報をまだもらってなくて、今、下水道でどれぐらい、何にお金がかかっていて、どのぐらい収入があるかという話が多分これから出てくると思いますので、それを受けて議論したらいいと思います。これを議論する、しないというのではなくて、十分な説明を受けてからしたほうがいいと思うのですが、いかがでしょうか。

○柴原財政課長：

テーマとしては、下水道事業のほうで話していただくことだと思います。

○金子委員：

資料12というのが下水道に関する財政の状況が示されている。この説明をまだ受けていないですね。

今の時点で、財政課長からは、市の財政の状況を御説明いただいたので、要約でいえば、繰出金という格好で、一般会計から下水道特別会計に繰り出されているという、かわりまでしかまだお話になっていないのです。

○柴原財政課長：

市全体のお話ということで私はさせていただいています。

○金子委員：

一般市民の方の税が特別会計でやるべき下水道事業のほうに出されているのだから、基本的には、それをゼロに持っていくという考え方がなくちゃいけないねという発言があったと思います。それがどういう意味合いがあるのか、これからさらに資料の説明を受けて議論されることだと思います。

○山田副会長：

事務局の説明を受けてから、先ほどの高山委員の御質問なども総合的に議論したいと思います。

○今井委員：

維持管理費というか、40年とか50年という施設ですね。その減価償却というのについてはどのようになっているのでしょうか。

○柴原財政課長：

国のほうでもそういった計画をつくるようにということで、28年度までに全体の施設のあり方の計画というものをこれから作っていくということで、今具体的に数字で幾らというのはお出しできないのですが、そういったストックマネジメントを含めた施設管理というものは、計画的に取り組んでいく予定です。

○今井委員：

下水道なんてものすごい設備があるわけでしょう。

○柴原財政課長：

これから更新というものも何年か後には出てくると思います。

○今井委員：

基本的に見直さないといけないですね。

○柴原財政課長：

整備自体は進んでいますけど、当然更新というものがその先にあります。

○山田副会長：

下水道は施設をつくったときに借金をしています。それをずっと返している状態なのです。それが大きな一種の事業コストになっていて、それを使用料で回収しているのです。

一般会計の財政状況の御説明は終了させていただきます。

この後、事務局からの説明をいただきますが、ここで休憩をとらせていただきたいと思います。

(午後3時 休憩)

(午後3時10分 再開)

○山田副会長：

休憩を解いて会議を再開いたします。

先ほどの資料10の経費回収率が76.5パーセントとありましたが、参考までに申し上げますと、大体これは全国平均に近いと思います。全国の自治体でも大体76パーセントぐらいだと思いました。今、全国の下水道界で努力をしてきたけど、これをもう少し上げていかないといけないですねと。それは何に使うのかというと、例えば施設の老朽化とかという話があるので、そのような全国的な取り組みがあるというのをちょっと参考に申し上げます。

それでは、下水道財政と使用料ということで説明をお願いします。

○事務局（下田係長）：

一般会計に引き続いて、下水道事業会計について御説明をさせていただきます。

説明に入る前に、特別会計について、一般的なお話をさせていただきます。

地方公共団体の会計には、一般会計と特別会計がございます。一般会計は、税収入を主な財源として、福祉や教育、都市整備などの一般行政活動を行い、市民生活に必要な行政サービスを提供していく地方公共団体の基本となる会計でございます。1団体に1会計、単一予算の原則が建前となっております。

これに対して、特別会計というのは、その単一の予算の原則の例外として、特定の収入によって特定の事業を行う場合に、一般会計と区別をして、その収支を特別に経理する必要がある場合に設置する会計となります。法令で特別会計の設置が義務づけられているものや、それぞれの団体の条例によって必要に応じて設置できるものがあります。

市では、現在、下水道会計をはじめ6つの特別会計がございます。下水道については、地方財政法で設置が義務づけられているものになります。また、公営企業として位置づけられていまして、特別会計の設置が義務づけられています。

公営企業というのは、文字どおり自治体が経営する企業になります。その経営する目的は住民福祉の増進に資することであり、日常生活に欠くことのできないサービスで、安定的かつ継続的に供給することが必要とされています。利潤の有無に関係なく実施することが求められている点では、何ら一般会計と違いはないのです。大きく異なる点は、サービスの提供先が、使用者が特定されているため、その経費については、そのサービスを受けた分だけ、下水道でいえば、使用者が汚水を流した分だけかかった経費を負担するという形になっております。

受益者負担の原則が適用されることで、利益を受けた人がその対価として負担するという負担の公平性が図られていることになっております。

地方財政法では、これらの公営企業については、その運営経費は、それに伴う収入をもって充てなければならないということになっており、独立採算制を経営の基本原則としているものです。したがって、下水道事業については、その経費、管理運営費を特定の収入、使用料で経営していくことを基本として、一般会計と区別して特別会計により事業を実施しなければならないこととなっております。

これが下水道特別会計の位置づけとしてしているものです。下水道事業特別会計においても、特に重点課題の1つとして、独立採算制の原則を踏まえ、一般会計からの繰入金金を抑制することが求められています。

こちらが特別会計の考え方となっておりますので、御理解のほどよろしくお願いま

す。先ほど財政課長からは独立採算性ということを前提に御説明いただいたものでございます。

それでは、資料12、下水道事業特別会計決算の概要をごらんください。

「下水道事業の決算概要の説明、以下主要部分」

歳入について、使用料収入は、約20億円程度となっておりますが、昨今の節水意識、などにより、それほど増収は見込めない状態となっております。宅地開発等の自然増、人口の自然増といった形があれば、増要因になるのではないかと考えています。

繰入金11億6,000万円については、歳出の事業費の財源として、地方債や使用料収入などの収入を充ててもなおまだ財源が不足する場合に、補填として一般会計からもらっているお金になります。この繰入金をもたらしていることによって、一般会計の財政を圧迫する要因の1つになっている状態になっています。市では、現在、一般会計繰入金の抑制をしていくことが行財政改革にも掲げられている重点課題となっております。

続いて、歳出の説明をさせていただきます。

下水道管理費ですが、人件費、ポンプ場や下水道管の維持管理費、それから、下水道料金を徴収するための事務経費、前回見学した水再生センター施設関連の維持管理経費などです。この維持管理経費の中で一番ウエートを占めておりますのが水再生センターへの維持管理負担金で、次が使用料徴収の委託料になります。水道局の検針票を見たことがあると思いますが、東京都が水道料金と一緒に下水道料金を徴収しており、東京都へ徴収委託料ということで支払っております。そのほか、ポンプ場の維持管理費、市内の下水道管渠の維持管理や補修、一般の事務経費などとなっております。

下水道建設費についてですが、この中には、公共下水道の建設と流域下水道にかかわるものがあります。このうち公共下水道建設については、前回見学した第4処理分区管渠改築事業や市内の道路整備などに伴う公共下水道管の敷設替えなどで、流域下水道については、水再生センターなどの施設を整備する際に負担しています建設負担金になります。

公債費ですが、これまで整備した下水道管やポンプ場の建設のために借り入れた返済金でございます。合併前の旧2市とも、下水道整備を始めた昭和50年ごろから建設に要する経費をほとんど地方債、いわゆる借金で賄ってきたために、後年度負担として公債費の返済額ということになっております。

2ページ目をお願いします。

市債については、後世代までも、全員で負担しましょうというものでございますので、ただ単純に悪いというものではございませんので、その辺は御理解いただければと思います。

また、下水道事業債に補償金免除繰上償還というのがございますが、こちらは、国の臨時財政特別措置として平成19年度から22年度の4年間で、公的資金の高金利地方債について繰り上げ償還を行い、低利息に借りがえを行ったものです。

6ページをご覧くださいますと、財政融資資金から平成24年度は、1.4パーセントで借りており、その分利子も少なくなっております。以前については、高利率の7パーセントとか8パーセントの時代もありました。この利率については、経済がよくなれば、また徐々に、2パーセント、3パーセントというふうになっていきます。住宅ローンと同じでございます。景気がよくなれば上がっていくというふうなものでございます。

11ページ目をお願いします。

汚水処理水量については、清瀬の水再生センターで西東京市分として処理されている水量でございます。

年間有収水量は、一般家庭からの生活排水、それから、事業所の排水など、使用料の対象となっている水量で、これを有収水量と呼んでおります。

これらから有収率を算出しまして、以前、清瀬水再生センターで説明のあった不明水、大雨が降ったりとか、大雪が降ったりとかして、どこから来るのかちょっとわからない水がやはり下水管に入ってしまう、これはどこの地区でもあるのですが、それらを除く割合が92.9パーセントとなっております。

使用料単価ですが有収水量1立方メートル当たりの使用料収入で、これが105円となっております。

次に、汚水処理費ですが、その中で、維持管理費というのが、先ほどの歳出のほうでも御説明した、使用料の関係、流域下水道の負担金やポンプ場の維持管理費などで、資本費というのが、元利償還金で市債の返済金になっております。

処理原価は、汚水処理費を年間有収水量で割って算出してしまして、1立方メートル当たりの下水を幾らで処理したかということで、153.7円かかっています。

次に、汚水処理費回収状況というのがございます。こちらのほうが先ほど行革の中では76.5パーセントと御説明した目標で、本来は100パーセントが望ましいと言っていたところですが、これが68.4パーセントになっております。

こちらは、例えば100円の経費がかかっていたとします。そのうち幾らを使用料で回収できるかといった指標なので、下水道の経営状況を把握する最も重要な指標と言われているものです。回収率が高いほど効率的な経営をしているということになります。当然100パーセントを超えれば、独立採算制を達成していることになります。

以上で、下水道事業特別会計の決算の概要の説明を終了させていただきます。ここまでで御質問等ありますか。

○明石委員：

経費回収率ですが、今のお話で、76パーセントという数字があったのですが、この68パーセントとの整合性はどうなるのですか。

○事務局（下田係長）：

アクションプランのところ、平成26年度のところに76.5パーセントとありますが、これは目標数値です。24年度については、先ほど説明した、68.4パーセントとなっております。

○山田副会長：

全国平均を目指しましょうよということですね。

○今井委員：

この有収という言葉なのですが、この有収というのは、どういう人が対象ですか。一般の家庭、それからもちろん法人というか、会社なんか入りますよね。農業はどうなのですか。

○事務局（下田係長）：

農業は、畑に散水されるようなものがございしますが、そういうものについては、入ってございません。下水道使用料というのは、下水道を使って汚水管に流したものですから、畑で散水するとか、工事現場で解体するときに散水する場合は、下水道管には流れないので、こちらから外しております。

○今井委員：

学校、市役所はどうですか。

○事務局（下田係長）：

市役所ももちろん使っているものについては全て払っております。

○今井委員：

水道料金も払っているのですか。

○事務局（下田係長）：

もちろん払っております。

○高山委員：

課金する場合に、市が把握できるのは、供給した水道量ですね。その同量が本来は下水処理量として計算されて、100パーセントですね。ところが、おっしゃられたように、散水したりすると、供給はしているけれども、回収はされないなら当然減りますね。

その有収処理量というのは、結局は、供給した水道量に対してかけていかなければならないという比率が92であろうが100パーセントであろうが、あまり関係ないのではないのでしょうか。

○事務局（下田係長）：

有収水量に対して下水道使用料をかけていますので、100の水を使って、散水とかをすれば、80に対して下水道料金はかかっておりますし、清瀬水再生センターで処理するのもその80の部分のほうで、それには処理費がかかります。

○高山委員：

水道量は100パーセントメーターに出たものですね。下水処理量というのは、その同量を下水料金として払っているのです。

だから、市が把握する水の量というのは、供給した水の量なのです。実際にそれが下水の処理量として来るものというのは、明確にはつかんでいないわけで、個々にはつかんでいないわけでしょう。

○事務局（下田係長）：

基本的に、水道が100立方メートル使ったとすれば、清瀬の水再生センターのほうにも、その分を報告しています。

○高山委員：

トータルしたものが、本来であれば、供給した個々の家庭が使用した水道料の合計と一致してはじめて循環した格好になるが、実際には、散水だけで終わっているものもあれば、それから、水がどこかから入り込んでしまうわけですね。入ってこなかった水の量、それから、どこかから、雨水か何かわからない、入ってきた量も、総量としては把握しているということですか。

○事務局（下田係長）：

汚水処理水量というのが市としての処理水量になります。

○高山委員：

汚水処理の総量というのは、配水場でのトータルした合算であるわけです。一方、水道の使用量というのは、個々の家庭の使用量を合計したものじゃありませんか。そこにそごがあるのは、散水したから下水道に流れなかった水も当然ありますね。それから、家庭では使用していないけれども、わからないところで雨水が入り込んできたようなものもあるわけですね。

○事務局（下田係長）：

普通の家庭でいえば、50立方メートル使えば、基本的には、下水に最終的には捨てなければいけないということで、その分を下水道料金としていただいているわけです。

散水であれば最初から別にもうひとつメーターをつけています。水道料金はもちろんかかるけれども、最初からそれは下水道料金から関係ないものなので、別に把握しています。

補足ですが、まだ井戸を使っているところがございます。井戸の方については、水道料金はもちろんかかっておりません。それについては、市に井戸を使って下水に流しますという申請がありますので私設量水器をつけます。井戸を使う方は、水道料金は払っていないが、下水道料金は払っていただくということになります。下水を使っているもの、使っていないものを明確に把握して対応しています。

○濱崎委員：

それは、申請されるわけですか。

○事務局（下田係長）：

そうです。

○今井委員：

要するに不公平をなくしてと。

○事務局（下田係長）：

そうです。

○高山委員：

汚水原価比較というのはここなんかも含めるのか、多摩地区の自治体とではどういう

ふうに出すのですか。

○事務局（下田係長）：

次回、26市の状況を御説明しようと思っております。あと、今の話では、24年度のみ償還金とか、それしか今御説明しておりませんので、次回、前後何年間でこういう形になりますという御説明をします。いろいろな財政を加味して、使用料はこういうふうになります、今までの元利償還金はこういう流れですというのを御説明させていただきますので、そこで御理解いただければと思います。

次回またもう少し勉強なるのですが、その辺が見えれば、現在の市の下水道事業の全体的なことがわかると思っております。

○今井委員：

下水道の資産、ここでは要するに借金でやっていた、今までどのぐらいやっていた、償還していたのかというの、それがわかりませんか。

○事務局（下田係長）：

行革の中でも、ストックマネジメント、アセットマネジメント、公共施設の資産を調べるといような流れがございまして、今後、下水道事業についても、その辺のところを検討していきます。一般会計も、市の資産としてどうなっているか、どう活用していくかという形で今進んでおりますので、検討させていただいて、お出しできるものについては次回ということをお願いします。

○今井委員：

ざっといって500億円ぐらいあるのかと。それで、50年だったら年に10億円はやっぱり積み上げていかないといけないかと思うのです。

○高山委員：

財政課長のお話の中で、市の財政の健全化に下水道料金の改定もといようなことを言っておられたのですが、下水道事業の中の費用を見ますと、起債の償還金が相当大きなウェートを占めています。この起債の償還をもし仮になかったことにした場合には、財政状態というのはすごく今の状態よりは、理想的な、よりよいものになるというふうに見受けられます。

なぜ起債をして、借金を負わなきゃいけなかったか、負の遺産というか、過去の遺産です。自治体によっては、起債をしないでやっているところも相当ありますね。将来のプランも相当、百何十億円ぐらいの起債を計画したといような計画だったのですが、今後もまたさらに負担をしなきゃいけない、ある自治体は起債なしでやっているところが、西東京市では起債しないと下水道事業を運営させないという、基本的なベースの違いがあるのかなと思います。

○事務局（下田係長）：

起債の考え方ですが、先ほど御説明したとおり、工事で例えば10億円のを単年度だけで賄うといたら、使用料収入が20億円程度しかない、残りが10億円ですと起債をしなければ、一般会計から繰り入れもまたしなければいけない。そうすると、今度は一

般会計が厳しい状況になってしまう。

基本的に、起債というのは別に悪いものではなくて、後年度負担、管であれば50年のもつものなので、1つの世代だけに負担を負わせるのではなくて、世代の不公平というものをなくすために起債するのです。各市もそうですけれども、起債をしないでやっているとところはないというのが基本的な考えです。

それは、一般会計でも同じでございまして、例えばこもればホールをつくるのであれば、30億円、40億円かかっています。そのときに30億円、40億円を単年度で、市税で賄えるかといったら賄えない。こもればホールは建ってからもう何十年も皆さんが活用している、今後も使う、その皆さんの世代の中で、税収で賄っていくのだという考え方なので、その点は御理解願いたいと思います。ですから、元利償還金というのは必ず必要です。

○山田副会長：

下水道事業というのは、一般の会社と違って、資本金みたいなものがないのです。だから、借金でやるしかないという構造がまず一つあります。普通の会社だったら、自分でお金を用立てて、それで、お店をつくったりとか工場をつくったりというのができるのですが、こういう市でやっている事業というのは、資本金というのがないものだから、施設整備はいきなり借金でやらざるを得ないということがまずあるということです。

○高山委員：

起債しなければ、一般会計の投入金が増えます。それは、あえて起債しなくてもその一般会計の投入金がいいかもしれないじゃないですか。

○山田副会長：

そういう議論をされる方がいらっしゃいますが、そうすると財政の硬直化、先ほど財政課長がおっしゃっていたようなもので、それだけに一般会計のお金を投入することになってしまうので、福祉とかに回すお金がなくなってしまうということになります。だから、皆さんが使っている汚水や雑排水を出すようなものについては、その限度において使用料を払ってもらいましょうというようなのがこれまでの議論です。

○金子委員：

例え話で言えば、家を買うのにローンを組むか、自己財源で全部あげるかの違いみたいなもので、下水道の場合には、全部ローンで組んでやりますということなのです。資本金がないかわりに、借入金でもって物をつくっていきますと。ですから、借入資本金というような言い方で企業の場合には表現する言葉があります。

借金をして返していかなければならないので、そうすると、返す年数と実際にそのものを使用できる期間とが一致しているのが一番望ましいわけで、下水道の財政フレームの中では、1つの話題になっていることです。先ほど、大体30年から35年ぐらいの借金ですというような、返す年限ですということでしたが管渠なんかは、50年というような耐用年数を持っていますので、その辺が起債の償還と、資産そのものの使っている期間をどうやったら合わせたらいいだろうか、こういうのも1つのテーマになっているということで、借金の問題というのは御理解いただければと思います。

○高山委員：

究極は、下水道料金の改定で市民に直結するような方向性にあると。現状、起債がなければ下水道事業はできないということは私も理解しました。

○金子委員：

借金の返済が下水道使用料とどういう関係にあるのかというのが先ほど資料12の中に、維持管理費と資本費がどのぐらいを占めているか。この資本費と言われている部分が起債の、借金の返還費なので、11ページで申し上げますと、下水道の平均の使用料の単価というのは105円だと。維持管理費で、全部充てれば64円かかっています。資本費に対しては89円、両方合わせて153円ということは、今の資本費においては、起債の元金の償還を全部充てていないという形になっています。資本費も全額使用料の中で回収するのかというような議論はこれからです。

それと、今の建設財源の中の起債の性格だとか何かは、一応は別々の話というふうに理解していただいたほうがいいと思います。先行き使用料になったときにつながりますが、今の段階では、建設の中の財源として借金というのがあります。ただ、この借金という性格は、もともとの資本の、最初のベースにするべきものを起債、借金でやっていますということです。

○山田副会長：

今おっしゃったのは、施設整備をしていくような、これだけの債務残高ということについての、妥当だったのかどうかという疑問点もあったのだと思いますが、汚水整備をするのに、西東京市については100パーセント達成したということなので、そのために必要だったお金だということなのです。それをどう評価するかということはあるのですが、100パーセント達成するために当時は必要だったということです。

参考までに言うと、国のほうでも、各自治体に、使用料はこの水準まで目標にしなさいということを示している数字があります。皆さんの相場観もつくっていただくために申し上げておくと、150円という数字が今あります。国が全国に目標にしろと言っている数字です。150円を取れば、市の汚水処理原価は153円ですから、少し企業努力していただくと、経費回収は100パーセントなのかなという気はしますが、そこまで財政プラン、アクションプランの中に書いていませんが、全国の自治体の動向でいうと、その150円に向かって努力しているところだということです。

そういう目線で1回このプランをごらんいただくと、市の位置づけとかもまたちょっとおわかりいただけるのかなと思います。

○事務局（下田係長）：

こちらはまた次回ポイントを説明させていただきます。

○明石委員：

次回に、過去何年間かと、将来についての見通しというか、長期的なものを見せていただけますか。

○事務局（下田係長）：

出せる数字について、何年かスパンでは出したいと思いますが、20年、30年後はちょっと無理だと思います。

○明石委員：

下水道プランで見ると、短期的な数年の傾向と長期的な傾向というのはまた違うような傾向になっていたと思うので、それを踏まえて、現時点で考えるといいと思います。

○事務局（下田係長）：

できる範囲内でお出しします。

○山田副会長：

それでは、下水道の使用料についてはこれで終了いたします。

議題2.その他

○事務局（原田課長）：

事務局から、議題の2「その他」ということで説明させていただきます。

1点目は、第2回会議録の内容確認でございます。特に意見等がなければ、この場で御承認をいただければと思っております。なお、海和会長のほうからは、特に意見等なしという形で御回答をいただいております。

○山田副会長：

事務局から今御説明がありましたように、第2回下水道審議会の会議録については、これで決定ということによろしいですか。

「はい」と呼ぶ者あり

○山田副会長：

今回の事務局案が正式なものとして決定させていただきます。

○事務局（原田課長）：

次回、第4回審議会ですが、8月21日の木曜日、午後2時からお願いします。本日と同様に、「下水道財政と使用料について」の議題で、内容は26市の状況や今後の財政状況を下水道課の職員より御説明させていただきます。

○山田副会長：

それでは、これで本日の審議会を終了いたします。